

中野法人会報

<http://www.nakanohoujinkai.org>
e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp

(第133号)

平成15年11月1日

発行所 (社) 中野法人会

〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6

電話 (3388) 6896

FAX (3388) 2550

編集 広報委員会

印刷 有限会社 文友社

講演会開催される

(講師：中野税務署長 宮田 泰様) (詳細は7ページ)



第1回フォト・コンテスト 入賞 (第20回全国大会・富山大会より)

美奈川建設(株) 阿部 昭男 氏

目次

役員合同会議・会員増強合同会議&進発式	2
平成16年度税制改正要望全国大会・年調のお知らせ	3
税務署からのお知らせ	4
都税だより・掲示板・ホットなお店紹介	5
第21回法人会全国大会(東京大会)	6
講演会 講師：宮田 中野税務署長	7

支部だより(第3支部)(第6支部)	8
支部だより(第9中央・本町・10支部)(第12支部)	9
部会だより(源泉研究部会・青年部会・女性部会)	10
第28回中野まつり・賀詞交歓会のお知らせ	11
第9回 支部訪問 第8支部	12

役員合同会議を開催 ～宮田 泰中野税務署長が着任～

去る8月27日、日本閣において、「役員合同会議」が開催されました。

中野税務署より、宮田署長、坂上副署長、町田法人課税第1統括官、野村審理上席、丸屋審理調査官にご出席いただきました。

飯田会長の挨拶のあと、宮田中野税務署長は、自己紹介をされながら、日頃の税務行政に対し感謝され、ますますのご発展をと結ばれました。

次に、6委員会より、上期の中間報告がなされ、

併せて、下期の活動が審議され、今年度の事業計画通り活動を進める事で合意されました。

今、会員の減少傾向が続いている状況でもあり、役員全員が、特に会員増強に力を結集して行く事を確認し合い成功裡に終わりました。



宮田税務署長

平成15年度『会員増強合同会議・進発式』



飯田会長

9月4日、日本閣において、平成15年度「会員増強合同会議・進発式」が開催されました。

飯田会長の挨拶で開会。会長は、大変に厳しい状況ではありますが、皆様一丸となって会員増強に取組んでいただき度い。私が出向

く事で、法人会にお入りいただけるのであれば、喜んでどこへでも参りますと強調されました。

続いて、阿部組織副委員長は、14年度の会員増強の体験を通して、現状の報告をされました。その後、議長席に着任され議事が進行されました。

この1年間に新設・転入された法人を中心に、全未加入法人に対し必ず訪問し、入会を強く訴えて行く、人脈を多いに重視してあたって行く、そして、とりあえずの目標としては、全支部が20社を目指そうという事で合意されました。

ご来賓の中野税務署・坂上副署長からは、法人会の基本指針に則り、皆様が更によりき経営者であっていただき度い。そして、更に多くの法人の方に入会していただけるよう頑張ってください度い、法人会の皆様の益々のご発展をとの最大の激励をいただきました。

支部単位の役員会で、詳細な打合せをし、会員増強を開始する事を合意し閉会致しました。

第2回 会員合同交流会を開催!!

9月26日、サンプラザにおいて『会員合同交流会』が開催されました。前段では、「経営者大型総合保障制度・上期の目標達成」の発表があり、皆様のご努力に対し受賞式が行われました。



おめでとうございます!!

溝口顧問の乾杯で、会場は、和気藹々と……。受託会社である大同生命の担当者も加わり、各テーブルには、大きな交流の輪が広がってありました。



会場は、和気藹々と……

平成16年度税制改正要望全国大会

9月30日、有楽町の東京国際フォーラム・Aホールにおいて、全法連主催「税制改正要望全国大会」が開催されました。

この日は、第21回全国大会の第1部の開催とあって、全国各地から法人会の代表3,500名が集い開催されました。

安西会長の挨拶のあと、議長選出、長野全国法人会総連合税制委員長より主旨説明がありました。又、青年部会連絡協議会副会長より、要望事項朗読がなされ、全ての要望事項が決議採択され、第3部の全国大会で、大会スローガンを発表する事で閉会されました。

尚、要望事項は、今後、関係各省庁・政府税制調査会などへ、要望し陳情する事になります。



安西全法連会長

大会スローガン

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 日本経済の再生発展のため
構造改革と財政再建の断行を！ | 5. 中小企業の重要性を認識し
事業承継税制の確立を！ |
| 2. 議員・公務員定数の大胆な削減と
給与・歳費の抑制を！ | 6. 消費税率を引き上げる前に
行財政改革の徹底と歳出の見直しを！ |
| 3. 法人税率を引き下げ留保金課税を廃止し
中小企業に活力を！ | 7. 固定資産税の課税方式を抜本的に見直し
税負担の適正化を！ |
| 4. 所得税の抜本改革により
累進構造・諸控除の見直しを！ | 8. 少子・高齢社会を踏まえ
国民が安心できる社会保障制度の確立を！ |

平成15年分 年末調整等説明会のお知らせ

今年も年末調整等説明会を下記の日程により開催いたします。

年末調整事務の注意点等について、税務署及び区役所の担当者より説明いたしますので、ぜひご出席ください。

説明会日程

開催月日	時間	会場	所在地	対象地域
11月18日(火)	午後 1:30 ～ 3:30	もみじ山文化センター (なかのZERO) 小ホール	中野2-9-7 JR中野駅 南口下車	上高田・中野・東中野・松が丘 (5～8支部)
11月19日(水)	午後 1:30 ～ 3:30			中央・本町・南台・弥生町 (9～12支部)
11月20日(木)	午前 10:00 ～ 12:00	野方区民ホール (地下2階)	野方5-3-1 西武新宿線野方駅 南口下車	新井・上鷺宮・鷺宮・白鷺 若宮 (1・4支部)
	午後 1:30 ～ 3:30			江古田・江原町・沼袋・野方 丸山・大和町 (2・3支部)

(ご注意) ○対象地域の会場に出席できない方は、他の会場に出席されても差し支えありません。

○駐輪場(野方区民ホール)・駐車場の設備がありませんので、自転車・車でのご来場はご遠慮ください。

(お問い合わせ) 中野税務署 法人課税第2部門 ☎ (3387) 8111 内線321～323

《税務署からのお知らせ》

路線価図等の閲覧について

- 各税務署では、路線価図等（路線価図・評価倍率表）が設置されており、どなたでも閲覧できます。
- 中野税務署は、東京国税局管内の路線価図等のみの設置となっております。

また、(財)大蔵財務協会によるコピーサービス（有料）は行っておりません。

なお、東京国税局（千代田区大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館）1 階の路線価図閲覧コーナー、国税庁ホームページでも全国の路線価図等を閲覧できます。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページアドレス

<http://www.taxanser.nta.go.jp>

- 混雑時には、お待ちいただく場合があります。詳細は、資産課税部門にお尋ねください。

TEL (3387) 8111 内線 461～462

消費税が変わります

1 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 1,000 万円（現行 3,000 万円）に引き下げられます。

【適用関係】 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人については平成 17 年 3 月決算分から適用されます。

2 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が 5,000 万円（現行 2 億円）に引き下げられます。

【適用関係】 上記 1 の適用関係に同じ。

3 課税期間の特例（課税期間の短縮）が改正されます。

新たに 1 月の期間を課税期間とする特例が設けられます。

【適用関係】 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する年又は事業年度から適用されます。

4 中間申告の申告・納付回数が改正されます。

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が 4,800 万円（地方消費税込 6,000 万円）を超える場合には、年 11 回（1 月ごと）の中間申告・納付を行うこととなります。

【適用関係】 上記 1 及び 2 の適用関係に同じ。

5 総額表示が義務付けられます。

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税等を含めた価格を表示することが義務付けられます。

【適用関係】 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用されます。

都 税 だ よ り

東京都中野都税事務所

◎11月は、不正軽油撲滅強化月間です。

東京都では、悪質な脱税行為であり、大気汚染を加速する原因となっている不正軽油を一掃するため、不正軽油撲滅作戦を実施しています。特に11月は、「不正軽油撲滅強化月間」として、ラッピングバスや都営地下鉄全線での車内広告など様々なPR事業を行います。ぜひこの機会に、不正軽油について1人でも多くの方にご理解いただければと思います。

◎「にせ都税事務所職員」にご注意を！

最近、都税事務所の職員を装うなどして、電話により法人・個人の情報を聞き出すといった事例が都内で多発しているほか、税金の集金を狙って、納税者宅を訪問するという極めて悪質な事例が発生しています。

なお、東京都の税務職員は、電話対応の際には、所属・氏名をきちんと相手方に名乗り、納税者宅を訪問する際は身分証を必ず提示して所属・氏名を明示しています。不審と思われる場合は、対応する前に、都税事務所にご確認ください。

◎自動車税の納税はお済みですか。

東京都主税局では、これまで「車検時納付はNO!」を合言葉に納期内納付のお願いをしてきました。

自動車税を滞納している方には「差押予告通知書」を送付するとともに、納期内に納付いただいた方との公平性を確保するために、都税事務所では差押えを前提とし、勤務先や金融機関をはじめとした財産調査を行い、給料・預貯金等を差し押さえることになります。また、納付日までの延滞金も納付いただくことになります。お早めの納付をお願い致します。

☎ 3386-1111

この社会あなたの税がいきている



税を知る週間

11月11日～17日

掲示板（中野法人会 行事予定表）

月	日	曜	行 事	時 間	備 考
11	17	月	秋の特別講演会	2:00～3:30	サンブラザ15F 孔雀の間
			演題：『巨大都市江戸に学ぶ』		
			講師：江戸東京博物館館長 竹内 誠氏		
	19	水	管内役職員合同研修会	1:15～5:00	横浜ロイヤルパークホテル
	21	金	全国青年の集い(鹿児島大会)	1:30～3:00	城山観光ホテル
	26	水	新設法人説明会	1:30～3:30	署・別館
12	18	木	決算法人説明会	1:30～3:30	署・別館
1	8	木	理事会	3:30～	日本閣
			新年賀詞交歓会	5:00～	日本閣
			懇親会	5:50～	日本閣

ホットなお店紹介



中野区中野3-33-13 定休日 水曜日
TEL 03-3384-9234 席数11、予約不可
AM10:30～PM9:00



大勝軒

国産小麦粉と独自配合のかん水で、つるつるもちもちの麺を実現。つけそば 480円から…。

つけ麺が始めてラーメン屋にお目見えしたのは、今から30年前。当時、中野の大勝軒で働いていた山岸一雄氏(現東池袋店)が、まかない飯として考案したものが発端だそうです。そして、今も行列は絶えず、人気を不動のものにしました。今では、中野は全国でも有数のラーメン激戦区として知られております。その中でも老舗たる風格を今も変わらず持ち続け、皆様に愛されているのが、第8支部にある、大勝軒なのです。品切の前に……(?)行って見て下さい。(記 赤羽 正之)

第21回 法人会全国大会・東京大会

第21回法人会全国大会が、9月30日、有楽町の東京国際フォーラム・Aホールで開催されました。全国各地より3,500名が参加し、会場もビッグですが、場内も熱気に包まれ、盛大な大会になりました。中野法人会からは、飯田会長を始め20名が参加されました。

又、宮島副会長、事務局は役員という事で運営に携わりました。

始めに、千葉全法連副会長の開会の辞、国歌斉唱、来賓紹介と続き、主催者を代表して、安西全法連会長が挨拶されました。

続いて、平成14年度の会員増強、研修率向上、福利厚生制度推進に対して顕著な成績を収められた県連への表彰がありました。

東法連で作成した「事業活動事例発表」の後、大会宣言が、佐藤全法連青年部会連絡協議会会長よりなされました。

ご来賓を代表して、財務副大臣、石原東京都知事より祝辞がありました。

石原都知事は、現在東京が直面している課題に、真っ向から取組んでいる実態を話され、法人会の益々の発展をと結ばれました。

万歳三唱の後、綾田全法連副会長より閉会の辞があり、大会は成功裡に終了しました。**尚、平成16年は、全法連が50周年を迎える事から全国大会はありません。**

平成17年度は、香川県の高松市で開催される事になっております。



中野法人会より20名が参加

その後、第4部の懇親会では、東京国税局長の乾杯の後、法人会のイメージキャラクター菊川怜さんが登場。

菊川さんは、終始爽やかな笑顔で、「法人会のイメージキャラクターとして採用させていただいた事がきっかけとなり、本当に公私共に忙しくなりました。今、ドラマやコマーシャルにも出させていただけるようになり大変に感謝しております。」と。

懇親会の会場となった、東京国際フォーラム・展示ホールは、正に熱気の渦……

大興奮に包まれた会場は、近藤全法連副会長の閉会の辞で更にヒートアップ。

有楽町駅までの帰路は、強風がまだ残っていましたが、それも感じない程の大会でした。

又、全国大会の前に、「活力重視の税制を」と題して、作家で、元経済企画庁長官・堺屋太一氏の講演がありました。



ゲストの菊川 怜さん



懇親会会場で

□ 講 演 会 □

～国税不服審判所のあらまし～

講師：中野税務署 宮田 泰様



講師の宮田署長

9月26日、サンプラザにおいて、(社)中野法人会(飯田又右衛門会長)、中野優申会(石井卓爾会長)の共催で「講演会」が開催されました。

講師に、中野税務署長宮田泰様を招聘し、『**国税不服審判所のあらまし**』と題して講演をしていただきました。

始めに宮田署長は、両会に対して御礼の言葉、自己紹介を兼ねた職歴を話されました。また、今後、消費税の一部が変わることから、中野法人会の主催による秋の税務研修会を通じて、会員の皆様方に説明させていただきたいと切望されました。(次に、大要を掲載させていただきます。)

国税に関する処分に不服がある場合の納税者の救済手段としては異議申立・審査請求・訴訟という手続があり、また、異議申立と審査請求の二つの手続を経てからでないと、原則として、裁判所へ提訴することができません。

異議申立とは、原処分庁(税務署長または国税局長)が行った国税の更正決定・差押えなどの処分に対して、その処分に不服のある人が、処分の取消や変更を求めて、原処分庁に対して不服を申し立てる制度で、行政段階で行われる不服申立の第一段階の手続であります。

審査請求とは、異議申立を経た後の処分に、なお、不服があるという人が、処分の取消や変更を求めて審判所長に対して不服を申し立てる制度で、不服申立の第二段階の手続であります。

なお、青色申告をしている法人や個人が、原処分庁の処分に不服があるときは、異議申立の手続を経ずに、審査請求ができます。

次に、**国税不服審判所の組織**について説明します。審判所は、納税者の正当な権利・利益の救済を図るために、国税の課税処分等を行った税務署や国税局等と納税者の間に立って、公平な第三者的機関として昭和45年に設立され、今年で33年が経過しております。

国税不服審判所の特色としては、三つございまして、その一は、**税の執行機関からの分離**という

ことで、国税局や税務署から分離された別個の機関として設けられております。

その二は、**納税者の保護**ということで、税務署や国税局が裁決に不服があっても、裁判所に提訴することはできませんが、納税者が裁決に不服がある場合には、裁判所に提訴することができるという点であります。

その三は、**学識経験者等の登用**ということで、審判所は第三者的立場で公平な裁決を行い、裁決に対する信頼と権威を確保するために、国税職員以外の外部の人間、すなわち裁判官や検察官あるいは大学教授の職にある者を登用して人的構成にも配慮しております。

次に審判所の事務運営の基本方針ですが、これも三つございまして、これを三本柱と呼んでおりますが、それは、争点主義的運営、合議の充実、納得のいく裁決書の作成であります。

争点主義とは、審査請求人の主張一つ一つに対して、審判所の考え方を示していくというものであります。審判所の運営はこの争点主義の精神を生かす努力をして、かつ裁決書においてもこの精神に沿った記載方法をとっております。

合議の充実とは、各人がそれぞれ独立した機能を与えられている三人の審判官から構成される合議体で、各人が十分に意見を尽くし、公正妥当な結論に到達するように努めるということであります。

納得のいく裁決書の作成とは、裁決書の作成に当たっては、事実認定と法令解釈の根拠を簡潔かつ明瞭に記載して、論理が明快で説得力のある裁決書を作成しなければならないということであります。

最後に、**審判所と裁判所の審理の違い**ですが、審判所は、必要に応じて審判官の職権で調査し、事実関係を確定することができますが、裁判所は、あくまでも当事者が主張したこと以外は審理しません。

ちなみに、審判所長を被告とする事件もございまして、その場合、原処分庁と審判所長とが一緒に訴えられるということがほとんどですが、東京国税不服審判所が受け持った事件で、審判所長が訴えられ、敗訴した例は、過去に一度もないということをお願い申し上げます。



熱心に聞き入るみなさま

支 部 だ よ り

《第3支部》

◆ 船上からみる景色はサイコウ!! ◆

【(株)セイコーサービス 本間 誠二】

第三支部の管外研修会は、9月24日屋形船周遊で39名参加開催となった。午後2時40分、宮島物産前集合、関東観光バスで浦安まで移動、船宿の吉野屋に向った。

ハンサムなおジサマや、美しい女性がお隣合せになる事を夢見て、ワクワクしながらバスに乗った



どれから食べようかしら…

皆さんでした。途中一寸渋滞もありましたが、バスのガイドさんの名前が、キス（木須）さ



田中副会長の挨拶

んと云うことで、バスの中は、盛り上ってました。

吉野屋の屋形船は、82名乗りの大型船でしたので、ゆったりとして席に着き、支部長挨拶後、乾杯、開演は午後6時でした。東京湾を静かに流れる屋形船からの岸の景色は、暮れゆく夕闇の中、ディズニーランドのネオンが、ひときわ輝きをみせていた。迷い箸をする程の盛沢山の料理に、舌鼓みを打ち、飲む程に、酔う程に、カラオケにマイクを持つ人が増え、名声にきき惚れ、手が痛くなる程の拍手、船の揺れも手伝って、全員御機嫌、なごやかな雰囲気の中満足感、満腹感を満喫した、ひとときでした。

《第6支部》 隅田川・屋形船遊覧

【(支部長) (株)フジヤカメラ店 大月浩司郎】

今にも泣き出しそうな天気の日8月26日。参加予定者36人全員が、柳橋の船着き場から隅田川遊覧屋形船に乗って無事出航。

周囲の景色は徐々に薄暗くなり、お台場の夜景を見つけるや、ワイワイ・キャーキャーと大歓声。永年東京に住んでいても、隅田川の船上からみる景色は、また格別。窓にへばりついて外の景色に見入って写真を撮る人。お刺身・天ぷらを次々平



別世界な感じよね…

らげる人。ビール・お酒・焼酎をグイグイ飲ってる人。さまざま、それぞれの楽しさの船内でありました。



船からの景色はナイス…!

私を含めて、ほとんどの人たちが、初めての屋形船経験。今回は、感謝の中身の濃い企画でありました。

会員さんの社員さん、お友達なども参加され、はじめは仲間内だけだった会話も、狭い船内で縦・横に広がってゆきました。

そもそも法人会の成り立ちは、いかなるものであったか、その目的は何か、全国や中野法人会の規模や活動はいかに、事前の、にわか仕込みの説明で、ささやかなPR役も果たして支部長の面目躍如。

今回は限られた人数になりましたが、次回は、大勢の方たちが参加できる企画を用意しようと思いついて終えた有意義な催しものでありました。

《第9中央・第9本町・第10支部》

◆三支部合同
ゴルフコンペ開催◆

【タートル(株): 亀田 哲児】

9月25日、富士カントリークラブ富岡コースで歴史に残る第一歩として三支部合同ゴルフコンペを華麗に開催いたしました。

当日は、小雨模様でしたが、午後から雨も上がり、プレーにも熱が入ります。キャディーさんにアレ…。アレ…。と、三井住友VISAカード…3倍、5倍なんて言われて大笑い。和気藹々の楽しい一日でした。

また、初めてコースでプレーした山田さん。ゴルフってこんなに楽しくて夢中に（女性は別）なれるスポーツとは思わなかったと、興奮しっぱなし、次回は上位入賞するぞ！

参加者の皆さんにも大変好評で、年2～3回は、ぜひ開催しましょうと強い要望があり、本当に幹事をやって良かったと思いました。

優勝の古野さん(右)と
安達第10支部長(左)

楽しい一日(18ホール)結果は
優勝 古野 典さん ツカサ電工(株)
準優勝 須藤勝見さん (有) 鳳 月 堂
三 位 安達七郎さん 石田プレス工業(株)
初ゴルフの山田さん 161でした。



第一回三支部ゴルフコンペ参加者のみなさん



第2回の支部パソコン教室もわずか2日で、定員締め切りになるほどの好評のうちに無事終了しました。会費以上の満足进行いただき、「入って良かった法人会」を目指して、活発な支部活動で、会員獲得も目指します！

★「9中央・9本町、10・11・12支部合同親睦ボウリング大会のお知らせ」★

日 時 11月21日(金曜日)
集合場所 午後6時15分集合(スタート6時30分)
場 所 サンプラザボウリング場 B1

参加費用 ￥2,500
(ゲーム代・u代・軽食代込み)
競技方法 1人2ゲーム(女性ハンデ有り)

《第12支部》

◆♪夏の思い出は
ハープと共に♪◆

【アサヌマコーポレーション(株) 梶原慶子】

夏休み終盤の8月29日、久方振りの夏の太陽が西に傾き始めた午後6時、夏期研修会に32名の会員同志のコミュニケーションの集いが、中野サンプラザで開催されました。

ハープの調べに乗せて、ハーピストHIROKOの優雅な世界は、しばし日頃の仕事の忙しさも忘れ、うっとり拝聴致しました。「ハープの弦は何本でしょう」「ハープは何キロあるでしょう」の質問の後、次に始まるビンゴゲーム、全員に景品がわたる迄の挑戦です。全員必死に「ビンゴ」と、あ

がった順から自分の好きな商品を持ち帰ります。何がきてもビンゴの状態で、なかなかあがれない人のボヤキもきこえます。次はカラオケ大会、我こそはと、喉自慢者が次々とプロ顔負けの歌いぶり、「元手がかかってるネ」優勝者から順に、好きな商品を支部長から受取り、嬉しそうな顔で戻ってきます。

一刻飲んで、食べて最後は全員で大合唱。「又来年も…」皆さん若返って、景品とお土産の袋を両手に、大満足の笑顔で、足早にエレベーターに消えていきました。

始めてお会いする会員さんの顔が、年々増えてまいります。参加型の研修会を通して、支部の近未来の活性化を期待するものです。



華麗な奏者とハイポーズ！



毎年本当に楽しみにしてまーす

部 会 だ よ り

◆源泉研究部会◆

「第255回研修会」

～源泉の具体的事例についてQ&A～

源泉研究部会では、9月11日、中野法人会館において、「源泉の具体的事例について」、中野税務署の平野審理官の担当で開催されました。予め出していた質問の中から、具体的に事例を引きながらお応えいただきました。「平成15年度・図解 源泉所得税」のテキストの他に、その事例に即した資料も用意していただき、大変に解り易く講義していただきました。

その一部をみますと、

Q1ー源泉所得税は、出向元が行うべきか、出向先が行うべきか？……

Q2ー賞与になる一時金と給与の区分について？……

Q3ー今後の配偶者特別控除及び特定扶養控除について？……

Q4ー今後パートタイマーの主婦も社会保険に加

入させる事になった場合、扶養控除となる為の所得金額の見直しはあるか？

Q5ー退職者に対して、退職金（一時金）が非課税であっても、退職所得の源泉徴収書を発行するのか？

さあ、皆さんは、自信をもって何問お答えできましたか？

今後も、このような実務に即した研修会を開催していただき、更に、税務知識を身につけていきたいと思ひます。

***11月13日「第257回研修会」（年調）を、2時から法人会館で開催します。**



講師の平野審理官



今回も皆さんのご希望により…西條部会長

◆青年部会◆

「第122回研修会」～自己紹介とひとこと～

青年部会では、8月8日に役員会を開催。下期の行事計画などについて真剣に討議いたしました。その始めの研修会が、9月19日、中野法人会館において、行われました。「署の幹部の方を囲んで～自己紹介とひとこと」と題し、税務署に対しての要望、業界の現状（動向）、税に対して思う事などをテーマに、署からは、町田第1統括官、野村審理上席にご出席いただき、活発な意見も飛び出し、大変に内容の深い研修会になりました。

*10月2日、恒例の「第12回チャリティーゴルフ大会」が、ツインレイクカントリー倶楽部で開催され

ました。横山部会長始め、11名が参加されました。

*10月4・5日の「第28回中野まつり」に、社会貢献委員会として参加しました。

***12月3日「第125回研修会」を、5時から日本閣で予定しております。**

是非、多くの部会員の参加をお待ちしております。



私の会社は…



皆様ご苦労様です…横山部会長

◆女性部会◆

9月8日、役員会を開催しました。今年度の行事計画に則り、真剣に討議されました。今のところ、年内に、管外見学会を予定しております。皆様多くのご参加をお願い申し上げます。（案内は、後日送付）

役員会の前段で、中野税務署において、宮田署長、坂上副署長、町田第1統括官、野村審理上席、又、佐藤総務課長にもご出席いただきまして、役員の自己紹介を中心に、親しく懇談させていただきました。*10月4・5日「中野まつり」に、社会貢献委員会として参加しました。

*10月23日に、全法連主催「第66回秋の女性セミナー」が栃木県宇都宮市で開催されました。大島部

会長、梶原副部会長、三輪副部会長が参加されました。

セミナーでは、第1講座では、「経営者のための健康管理」と題して、医学博士・管理栄養士の本多京子氏の講演、第2講座では、NHK部外解説委員・作新学院大学教授の小林和男氏の講演がありました。



宮田署長を囲んで…



お囃子保存会の皆さん



子供の広場で 上手…!



昔のお嬢様たち



税金クイズに参加しましょう…!

第28回中野まつりに参加!!

筆で刷いたような巻雲が青空高く広がる10月最初の土日（4日・5日）、今年も盛大に『第28回中野まつり』が開かれました。今回のテーマは「輝かしい未来へつなごう！ ともにつくる人間の町」。

和太鼓やかっぱれ、花笠踊りなどの華やかな舞台を繰り広げるサンプラザの前のステージから、中野区役所を抜けてドコモビル、囲町公園に至る道では交通規制が実施され、家族連れから小学生の団体、若いカップルまで大勢の見物客がのんびりと休日を楽しんでいました。

香ばしい匂いに誘われ、北口広場の屋台をはしごし、都営駐車場で鉢植え、盆栽をひやかし、ドコモビル前の大道芸人に拍手し、と流れに沿って歩くと中野税務署に突き当たります。事業委員、女性部会・青年部会の応援で設営された中野法人会のテントがにぎわっています。そろいの水色のはっぴをまとい、色とりどりの風船を手にした面々の呼び声にまず子ども達が集まり、大人が興味を示し、税金クイズの用紙が飛ぶように「売れて」いきました。ともかく答えを書き込めば、花の種と人気ラーメンが手に入ります。両日ともオープン後1時間ほどで用意した袋がさばけてしまいました。

普段はなかなか表に出にくい法人会活動ですが、まずは知ってもらい、少しでも多くの方々に税制に親しんでいただきたいものです。そのきっかけになるに違いない楽しいイベントでした。

（広報委員 記）



好評の税の相談が…



飯田会長も、お孫さんと



アッ！鉄腕アトムだー



ハイ！赤い風船ね……

第2回フォトコンテスト出品作品募集中！ 締切り(11/末)せまる！

□ 新年賀詞交歓会開催のご案内 □

日 時：平成16年 1 月 8 日” 4 時半受付

場 所：日本閣（J R 東中野駅）

第1部 午後5時 賀詞交歓会

第2部 5時50分 交流会

会 費：8, 0 0 0 円

余 興：幸運くじ（商品多数）

お楽しみに！

